



第403号

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

発行

徳島市津田海岸町 2-33
電話 (088) 636-1234(代)
FAX (088) 636-1122
発行責任者 大坂 利弘
編集者 原岡 艶甲

**「浄化槽の日」
ポスターコンクール**

優秀作品
決定



辻本 瑞季さん
池田中学校 (3 年)



仁木萌々香さん
中野島小学校 (4 年)

10月1日、徳島県と県教育委員会、県環境技術センターが共催し実施した、県内の小・中学生を対象とした平成25年度「浄化槽の日」ポスターコンクールの選考会が開催され、優秀作品16点が決まった。

今回は、小・中学校への夏休み課題の募集通知が遅かったこと、又標語等、他の募集課題に分散してしまったことが原因と思われる、応募総数が33点と昨年度の96点を大幅に下回った。

16点の優秀作品のうち、最優秀賞・優秀賞の6名については、11月1日、県庁で表彰式が執り行われ、飯泉知事より、徳島県知事・徳島県教育長・センター会

長連名の表彰状が授与される。

その後、徳島県庁・西部・南部両県民局および東部保健福祉局に展示される他、当法人の2014年のオリジナルカレンダーにも活用し、啓発活動などに役立てていく予定である。

優秀作品に入賞した方は次のとおり (敬称略)

***** 中学生の部 *****

〈最優秀賞〉	辻本 瑞季	池田中学校 (3 年)
〈優秀賞〉	芹内 理央	阿波中学校 (1 年)
	三木 勝利	阿波中学校 (1 年)
〈佳作〉	山ノ井麻結	南部中学校 (2 年)
	板垣 侑弥	阿南第二中学校 (3 年)
	正木 玲於	阿波中学校 (1 年)
	土壁 実代	穴喰中学校 (3 年)
	新居 涼夏	穴喰中学校 (2 年)

***** 小学生の部 *****

〈最優秀賞〉	仁木萌々香	中野島小学校 (4 年)
〈優秀賞〉	西尾 忠恭	山瀬小学校 (4 年)
	奥田 青葉	中野島小学校 (1 年)
〈佳作〉	高鍋 佑輔	山瀬小学校 (2 年)
	敷地 秀紀	山瀬小学校 (2 年)
	佐野 愛莉	中野島小学校 (4 年)
	仁木菜々子	中野島小学校 (2 年)
	井村 玲菜	中野島小学校 (5 年)

以上 最優秀 2 点、優秀 4 点、佳作 10 点

**宮崎県で全国技術研究集会開催
関係者1,200人が参加**

第27回全国浄化槽技術研究集会が、10月9日・10日の2日間、宮崎市宮崎観光ホテルで約1,200人の関係者が参加し開催された。

この研究集会は「浄化槽の日」の関連事業として、浄化槽に関する技術の向上とその適正な普及促進を図るため、昭和62年から公益財団法人日本環境整備教育センターの主催により毎年開催されている。

今年は9日に式典、研究発表、10日に行政報告や浄化槽行政担当者研究会及び浄化槽検査員研究会が開催された。

9日は主催者の入山文郎理事長が開会挨拶をしたあと、関係省からの祝辞が代読された。

続いて、浄化槽関係事業功労者表彰、浄化槽研究奨励・楠本賞贈呈などの各種表彰が執り行われた。

式典後は、(株)野村総合研究所社会システムコンサルティング部の神尾文彦部長による「成熟時代に向けた社会インフラのイノベーション～分散型社会インフラの可能性～」と題して特別講演が行われた。

翌10日は、行政担当者研究会と検査員研究会が開催され、浄化槽に関連する最新の研究成果や行政動向、法定検査の適正化に向けた発表などが行われた。



検査員研究会
に出席した検査員

25年度上半期の出荷台数 2.8%で微増

(一社)浄化槽システム協会は平成25年度上半期の浄化槽出荷統計を発表した。

それによると、5人槽から10人槽の小規模浄化槽の出荷台数は、**69,060基**（去年同期67,430基）で2.4%増、11人槽から50人槽は**4,377基**（同4,028基）で8.7%増であった。

また、51人槽以上は806基（同843基）で4.4%減であった。

50人槽以下全体で見ると、東北10.7%増、中部8%増、近畿4.9%増、四国7.8%増、九州1.4%増といずれも増加、それに対して、北海道4.6%減、関東甲信越1.8%減、北陸6.7%減、中国1.3%減の微減となっている。

規模別でみると、5人槽から10人槽の小規模浄化槽で、北海道、関東甲信越、北陸、中国地区で少し落ち込んだものの、11人槽～50人槽では、全地域とも増加している。

また、四国地区では5人槽から50人槽までが、高知県が950基で16.7%増、香川県が1,991基で11.3%増、徳島県が1,470基で3.5%増、愛媛県が1,443基で2.4%増、であり、四国各県ともに5人槽から50人槽のいずれも微増となっている。

表－1 平成 25 年度（4 月～ 9 月）
小型合併浄化槽 工場生産出荷台数（ブロック別）

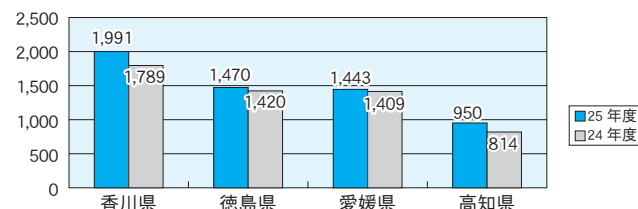
ブロック	5～10人槽		11～50人槽		合 計	
	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比
北海道	1,037	95.1%	62	101.6%	1,099	95.4%
東北	7,701	110.8%	601	108.9%	8,302	110.7%
関東甲信越	20,495	98.2%	1,078	100.5%	21,573	98.2%
北陸	780	90.7%	74	134.5%	854	93.3%
中部	11,754	108.1%	747	107.0%	12,501	108.0%
近畿	3,873	103.2%	308	132.2%	4,181	104.9%
中国	5,138	98.1%	317	108.6%	5,455	98.7%
九州	12,786	101.1%	832	108.9%	13,618	101.4%
四国	5,496	107.1%	358	119.3%	5,854	107.8%
香川県	1,851	109.9%	140	134.6%	1,991	111.3%
徳島県	1,356	102.0%	114	125.3%	1,470	103.5%
愛媛県	1,381	103.1%	62	88.6%	1,443	102.4%
高知県	908	116.6%	42	120.0%	950	116.7%
合 計	69,060	102.4%	4,377	108.7%	73,437	102.8%

+2.4%

+8.7%

+2.8%

図－1 四国地区浄化槽（5人～50人槽）出荷台数比較表



住宅着工件数 25年度上半期 去年同期比26%増

県住宅課建築指導室の資料によると、平成25年度上半期の住宅着工件数は、2,048戸（前年同期1,628戸）で420戸増（26%増）と大きく増加した。

市町村別の着工件数は表－2のとおりで、特に、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、石井町、那賀町で大きく増加が見られる。

平成26年4月からの消費税率の引き上げの効果から、しばらくは増加が見込まれる。

表－2

	25年上半期	24年上半期	差引増減	比 率
徳 島 市	839	631	208	133.0%
鳴 門 市	162	128	34	126.6%
小 松 島 市	79	46	33	171.7%
阿 南 市	196	142	54	138.0%
吉 野 川 市	125	64	61	195.3%
阿 波 市	73	44	29	165.9%
美 馬 市	42	79	△37	53.2%
三 好 市	18	23	△ 5	78.3%
勝 浦 町	20	3	17	666.7%
上 勝 町	1	2	△ 1	50.0%
佐那河内村	1	1	0	100.0%
石 井 町	96	57	39	168.4%
神 山 町	0	0	0	0%
那 賀 町	21	13	8	161.5%
牟 岐 町	1	4	△ 3	25.0%
美 波 町	4	5	△ 1	80.0%
海 陽 町	4	6	△ 2	66.7%
松 茂 町	46	70	△24	65.7%
北 島 町	94	82	12	114.2%
藍 住 町	169	156	13	108.3%
板 野 町	20	35	△15	57.1%
上 板 町	14	11	3	127.3%
つるぎ町	5	7	△ 2	71.4%
東みよし町	18	19	△ 1	94.7%
合 計	2,048	1,628	420	125.8%

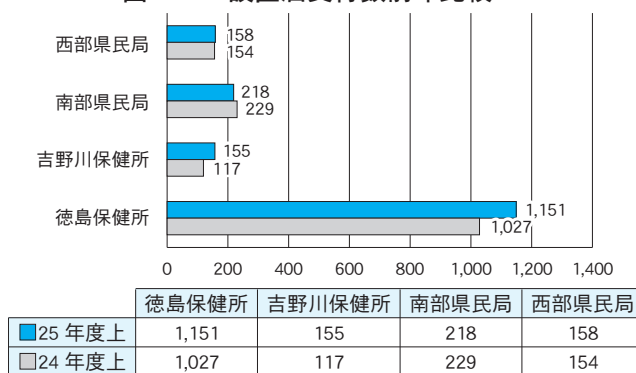
25年度上半期 浄化槽設置届受付数 消費税率引き上げで155基増

環境技術センターが25年度4月から9月までに受付した、浄化槽の設置計画書及び設置届出書は、1,682基（前年同期1,527基）で前年度比155基増（10%増）であった。

設置届出数は、平成23年度に過去最低を記録したが、徐々に増え、昨年度より増加に転じている。

特に今年は、平成26年4月からの消費税率引き上げ効果により、上半期で10%増となった。この状態は年度末まで続くと思われる。

図－2 設置届受付数前年比較



消費税率の引き上げに関する取扱いについて

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられます。そこで、消費税率引き上げ前後の消費税の取扱いについて注意点等をセンター顧問税理士の大石先生にお聞きしました。

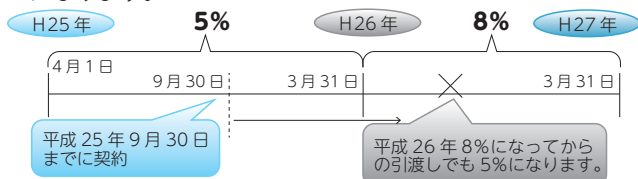
I. 消費税の税率

原則

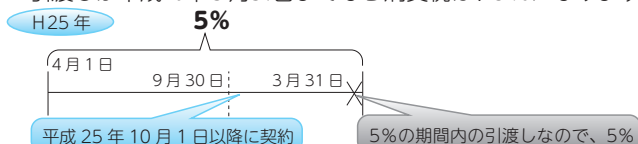
消費税の税率は、事業者が資産を譲渡した（売った）時か、資産を貸付けた時か、役務の提供（サービス）が終了した時に消費税が5%なら5%、消費税が8%なら8%となります。ただし、経過措置（特例）があります。

II. 請負工事等に関する経過措置（特例）

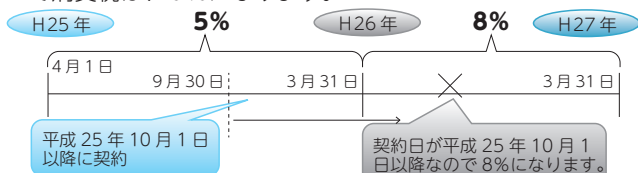
①請負の契約日が平成25年9月30日までに契約をしたものについては、引渡し日が平成26年4月1日以降消費税が8%の時であっても、契約締結日が平成25年9月30日なら消費税は、5%になります。



②請負の契約日が平成25年10月1日以降に契約したもののうち、引渡し日が平成26年3月31日までなら消費税は、5%になります。



③請負の契約日が平成25年10月1日以降に契約したもののうち、引渡し日が平成26年4月1日以降消費税が8%の時なら消費税は、8%となります。いくら契約日が消費税5%の時に契約したといっても平成25年9月30日までに契約をしていないので消費税は、8%になります。



④（まとめ）

請負の契約日に注意して消費税が何%になるか？考えてください。

②に注意

契約日が平成25年10月1日以降のものでも、平成26年3月31日までに引渡されれば、消費税は、5%となります。

III. 工事の請負等の経過措置（特例）の適応があります。

請負に係る契約のうち、三つの要件を満たすもの

- ①仕事の完成に長時間を要するもので、契約してから引渡しまで期間があいていること。
- ②目的物の引渡しがない運送、設計、測量など目的物の引渡しを要しない請負については、役務の全部の完了が「一括して行われるもの」に限ります。
- ③相手方の注文が付されているものです。例えば、建物、機械の修理や加工等を目的とするものです。

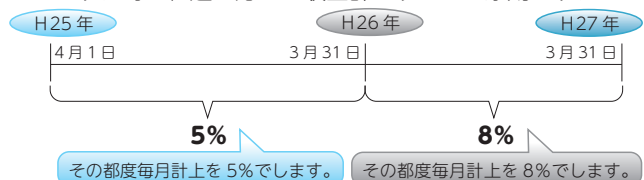
IV. 保守サービスの消費税の収入計上時期

①考え方

保守サービスの場合は、契約期間中、なにも障害が起これなければ待機したままになります。結果的に障害が起これなかったことにより何もなかった場合でも契約期間中は、保守サービスの提供がその都度に完了していると考えます。

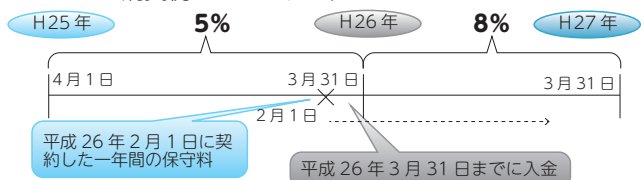
②収入計上の仕方

その事業年度において経過した期間分の保守料を収入に計上します。時の経過に応じて収益計上するのが原則です。



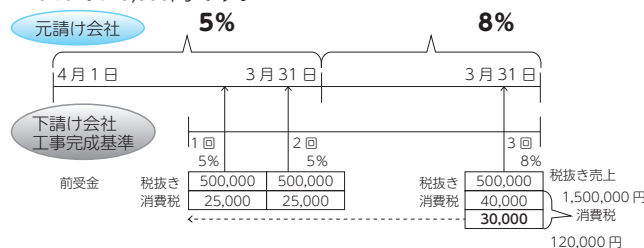
③一括領収した場合の経過措置（特例）

保守料を一括領収した場合は、役務提供は、物の引き渡しを要しないものですから、役務の全部を完了する日（保守サービス終了日）が消費税が5%なら5%、消費税が8%なら8%となります。ただし、契約又は慣行により、1年分を事業者が継続して、毎年一括領収の方法で対価をもらうこととしているときは、平成26年3月31日までに入金があったものについては、消費税5%となります。



V. 請求書の請求の仕方

元請け会社に対して売上金額を分割で回収する場合。下請け会社は、売上の収入基準を完成引渡し基準を採用（完成し資産を引き渡したときに売上を計上する方法です。）請負契約金は、税抜き売上で1,500,000円3回に分けて売上代金をもらいます。契約日は、25年10月1日以降となるので消費税は、8%で120,000円です。



売上の回収が3回になった場合は、

- ①一回と二回の請求時は、消費税は、5%のときなので消費税は、5%しか請求できません。
- ②契約の時に1,500,000円に対する消費税を1回目と2回目に5%の時にもらえなかった差額3%分を3回目に一緒に請求することをお客様に伝えてください。そうしないと、売上代金1,620,000円 - 525,000円 - 525,000円 - 540,000円 = 30,000円（売上値引きとなります。）

完成引渡し時の仕訳

(前受金)	525,000円	(売上)	1,500,000円
(前受金)	525,000円	(仮受消費税)	120,000円
(未収入金)	570,000円		

〒770-0855

徳島市新蔵町 1 丁目64- 2
大石会計事務所
税理士 大石 真紀
TEL 088-625-7117

お知らせ

平成26年1月16日(休)午後14:00より

徳島税務署による消費税に関する説明会の開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。案内は別途お送りさせていただきます。

第27回 浄化槽大会開催

平成25年10月1日、東京都千代田区の東京會館で、第27回浄化槽大会が開催された。

浄化槽の日の事業として、毎年、浄化槽関係19団体が構成する実行委員会が開催しているもので、今年は、浄化槽法制定から30周年目となり、大会には関係者約800名が参加し、盛大に開催された。



まず、「浄化槽の日」実行委員会を代表し、全浄連の上山健治郎会長が開会挨拶をした後、来賓が祝辞を述べ、浄化槽適正整備推進決議の採択が行われた。

その後、功労者の表彰が行なわれ、環境大臣表彰18名、国土交通省土地・建設産業局長表彰6名、国土交通省住宅局長表彰3名、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長表彰16名が表彰された。

また、「浄化槽の日」の標語は最優秀賞に井上涼哉氏の「浄化槽で町をいきいききらきらと」が選ばれた他4作品が優秀賞に輝いた。

式典終了後は、漫画家の赤星たまこ氏が「環境にもお財布にも優しい浄化槽」と題して講演を行った。

その後行われた懇親会には、石原伸晃環境大臣や太田昭宏国土交通大臣など多くの議員が駆けつけた。

25年度設備士試験270名が合格

合格率28.2%で2.7%ダウン

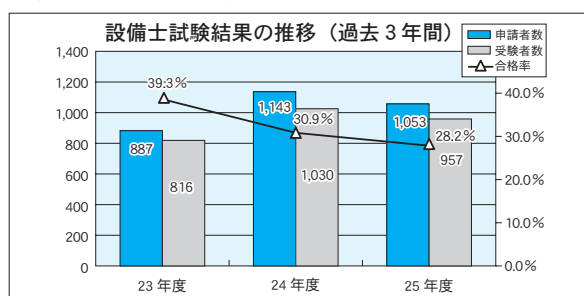
公益財団法人日本環境整備教育センターは、7月7日全国5ヶ所（宮城県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県）で開催した浄化槽設備士試験の結果を発表した。

それによると、本年度の受験申請者数は1,053人（昨年度1,143人）でそのうち957人（同1,030人）が受験し受験率は90.9%（同90.1%）であった。

合格者は270名（同318名）で合格率は28.2%となり昨年度と比べ2.7%ダウンした。

〈試験会場別の合格者数は次のとおり〉

宮城会場・・・44名	東京会場・・・71名
愛知会場・・・36名	大阪会場・・・40名
福岡会場・・・79名	計270名



水 質 計 量 便 り

～ 11 月 1 日は計量記念日～

現行の計量法が施行された平成5年11月1日にちなみ、以後11月1日は「計量記念日」になりました。

計量といえば量を計るわけですが、私たちはいわゆるいろいろな「ものさし」に囲まれています。

長さを測る定規や、重さを量るはかり類、体積を量る計量カップ、温度計、時計、電気メータ等々生活のあらゆる場面で、必要とされています。

さて物を「はかる」という事は、何かしら基準があります。では基準はどうやって決められているかご存じでしょうか？

実は基準も時代と共に変わってきました。

例えば、ものさしの生い立ちを見てみると、単位メートルを「パリを通過する北極点と赤道をつなぐ子午線長の10⁷分の1を1メートルと定める」という法律が1795年に公布されました。

1875年に世界共通の計量単位制度を目指したメートル条約が締結され、日本は、1885年に加盟しました。

1889年には、新しい単位系の基礎を「メートル原器」と「キログラム原器」に置くことが承認され、同時にこの「国際原器」を精密に複製した「国家原器」が加盟各国に配られました。白金とイリジウムの合金でできた「メートル原器」と「キログラム原器」が日本に到着したのは翌年の事でした。

技術の進歩とともに「クリプトン原子が出す光をもとに1メートルを定義するようになり、さらに1983年には、より普遍的なものとして「光が真空中を1/299,792,458秒間に伝わる行程の長さ」が採用されています。(◎。◎。◎)!

普段使っている1メートルも実は、基準の定義が「もの」から「物理量」へ変わり、精度が格段に向上しているのですね。

by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：平成25年11月5日～12月4日

地区：徳島市・鳴門市・松茂町・板野町・美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町

○7条検査

日程：平成25年11月5日～12月4日

地区：徳島市・藍住町・北島町・石井町・上板町・神山町・佐那河内村・阿波市・吉野川市・美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町

○那賀町検査（らくらくあんしん協議会・那賀町全域）

日程：平成25年11月1日～11月8日、12月2日～12月13日
地区：那賀町全域

○神山町きれいな水づくり協議会検査

日程：平成25年11月1日～8月11日、12月2日～12月13日
地区：神山町全域